

株主総会の招集通知発送期限、基準日について

2017年10月4日
新日鐵住金株式会社
執行役員法務部長
古本 省三

I. 結論

前回の会社法制部会において、一部の委員より、①会社法 299 条 1 項を改正し、株主総会招集通知の発送期限を前倒しすること、②会社法 124 条 2 項を改正し、基準日から株主総会開催日までの期間を短縮すべきとのご指摘があった。

いずれについても法改正の必要性は乏しい一方、弊害の懸念があり、法改正すべきでないとする。

II. 理由

1. 株主総会招集通知の発送期限の前倒し

(1) 株主総会の招集通知の前倒しは、機関投資家など株主による議案検討期間のさらなる確保のためと理解する。しかし、現在発行体においては、市場からの強い要請やコーポレート・ガバナンスコード等のソフトローも踏まえ、招集通知の早期発送、招集通知発送前WEB開示、株主総会の分散化、議決権行使プラットフォームへの参加が進展している。これらにより、議案検討期間の確保は着実に進んでいる。

例えば、招集通知の早期発送は、招集通知発送日から総会までの営業日日数について、2015年6月総会では、3週間以上確保した企業が32%であったが、2017年6月総会では、40%となっている。

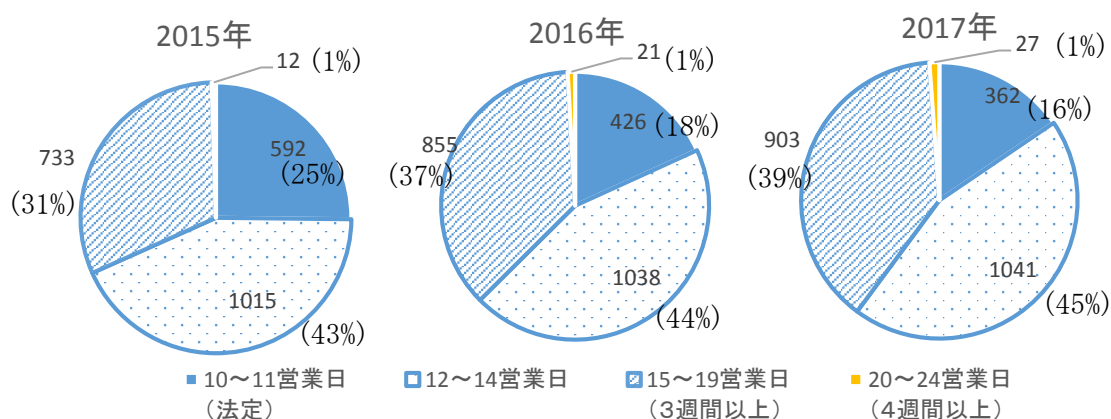
また、招集通知発送前WEB開示の実施企業は、2014年の3.9%から、2017年には74.5%となっている。

さらに、株主総会の集中率は、2015年の41.3%が2017年には29.6%となっている。

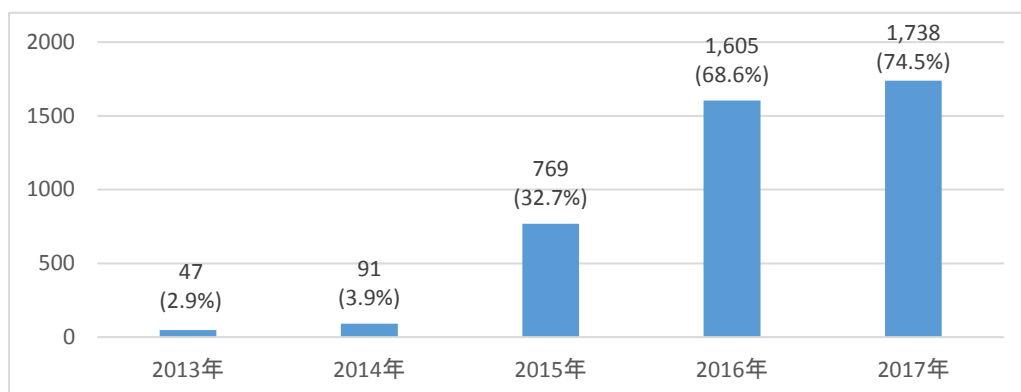
また、議決権行使プラットフォーム参加企業数は、2014年の464社が、2017年には839社となっている。

- (2) こうした動きは、今後も続くと予想され、今回検討されている株主総会資料の電子提供制度の整備により、さらに加速することも考えられる。特に上場会社については、現時点においても招集通知を株主への発送日までに東証に提出することが義務付けられているところ、新たな電子提供制度の下で東証のTDネットに従来よりも早期に招集通知を掲載することで、議案検討期間の十分な確保に繋がることが期待できる。現時点において、法律により、招集通知の発送期限を短縮する必要性は乏しい。
- (3) 他方、すべての会社に一律に早期の前倒しを強制した場合には、株主がグローバル化していない企業も含め一般的に企業の株主総会の準備スケジュールがタイトとなることに加え、株主総会開催の集中期間を避けるため、株主総会日を早めに設定していた企業の準備に支障が生じる可能性がある。

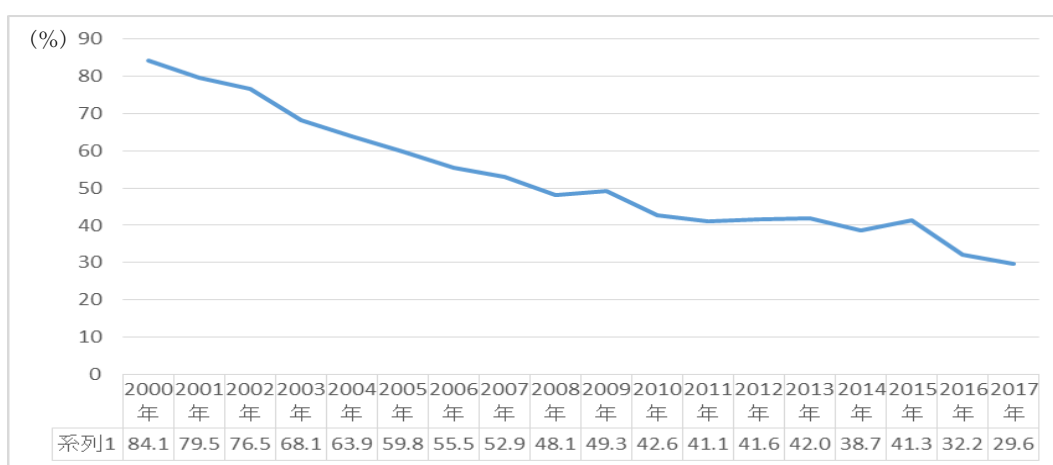
【参考①】 招集通知発送日から株主総会開催日までの日数（営業日）



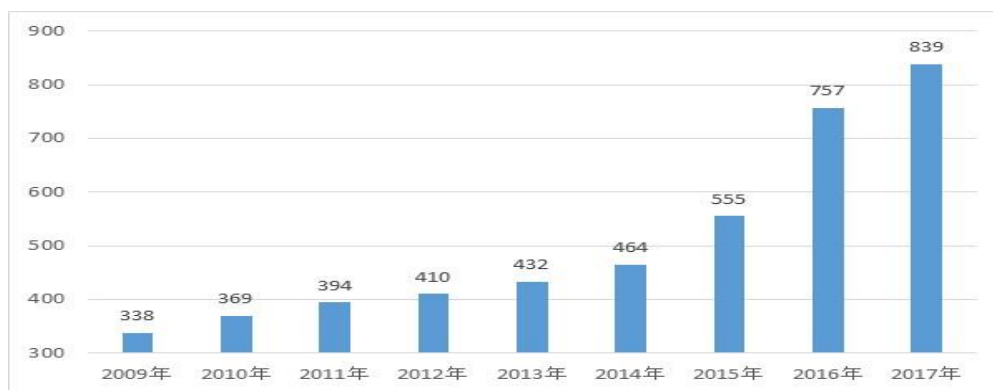
【参考②】 発送前ウェブ開示実施企業数の推移（各年6月総会企業）



【参考③】 定時株主総会集中推移（3月決算会社）



【参考④】 議決権行使プラットフォーム参加企業数



(出典) ①、②、④：旬刊商事法務 2144号、③：東証公表資料より経団連事務局作成

2. 基準日と株主総会日との期間の短縮

(1) 前回のご指摘は、現行法上では基準日と株主総会日の間が最大3ヶ月開くことにより、株主総会日にはすでに株主でない者が議決権を行使できること(empty voting)を問題としているものと理解する。

しかし、empty votingを完全に排除するような制度設計は極めて困難なうえ、そもそも、empty votingの存在により、どれほど具体的な問題事例が生じているのか明確でない。

他方、株主総会日と基準日の期間を法律で一律に短縮した場合には、すべての会社が期間内に株主総会の準備を行えるかどうか大きな懸念がある。

(2) 株主総会と基準日の間の期間短縮の具体的な制度設計として、例えば、英国のように、株主総会開催日の2日前に議決権行使基準日を設定することも理屈上は考えられるが、この仕組みの下でも、empty votingは完全に排除できないうえに、株主総会招集通知を議決権行使基準日時点の株主に送付することは、期間が短すぎ極めて困難である。

(3) 上記の通り、基準日から株主総会開催日までの期間を法律によって一律に強制すべきではない。

以上